

参議院厚生委員会會議錄第九号

昭和二十七年十二月十一日(木曜日)午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤森 眞治君
理事 大谷 繁潤君
藤原 道子君

委員

小杉 繁安君
長島 銀藏君
中山 壽彦君
井上なつゑ君
河崎 ナツ君
山下 義信君
深川タマエ君
谷口彌三郎君

政府委員

外務省ア
ジエ局長 倭島 英二君
厚生省政務次官 越智 茂君
厚生事務官(厚生省医務局長事務代理) 高田 浩運君
引揚援護庁長官 木村忠二郎君
事務局側
常任委員 草間 弘司君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君
会専門員

本日の會議に付した事件
○保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法

第八部 厚生委員会會議錄第九号

昭和二十七年十二月十一日【参議院】

の一部を改正する法律案(内閣提出)
○社会保険制度に関する調査の件(引揚対策に関する件)
○請願及び陳情の取扱ひに関する件

○委員長(藤森眞治君) それでは只今から厚生委員会を開きます。

前回は引続きまして保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案、この二案についての御質疑をお願いいたします。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(藤森眞治君) 速記を起して……御質疑ございませんか。

○深川タマエ君 この改正案が通過いたしますと、私計算いたして見ますと、大体なんですけれども、一つの部落に現在二人ぐらいでございまして、更にやはりあん摩、はり、きゆうの学校に入りやすいかたが殖えますと、結局同業者が殖えるということになりますので、ああいう特殊な身体障害者の生活を脅かすことになるかと存じますので、この法案が通過いたしますと同時にとりやから年度では政府のほうでもうすでに考えていらつしやるらしいのでございまして、眼の見えない人たちにあん摩、はり、きゆうばかりでもないけいなんのじやないかというので、新しい何らか職業輔導の途をお考えになつていらつしやるようですね。ミシンとか、何でしたか、いろいろ

る精密の機械の輔導らしいのですけれども、何かお考えおきございましたら、この際一つ御説明願ひまして、なお今後ともそういう方面のこともやはり併せて御考案になる必要があるかと思ひます。

○政府委員(越智茂君) いろ／＼目下そういう方面につきましては検討をいたしておりますが、御趣旨に副ひまして大いに頑張つて見たいと思ひます。只今どういふ輔導を考へておるかということにつきましては資料を持ち合せませんので、次の機会に申し上げます。

○委員長(藤森眞治君) 他に質問ございませんようですから、私から一つ伺います。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案について一言伺いたしたのでありますが、それは只今乙種看護婦の制度が二十九年で打ち切られるということ、この延期方の声が相当各方面で起つておるようですが、それについて政府のほうで何かお考えになつておられますでしょうか。その点だけ伺ひたいのであります。

○政府委員(高田浩君) 御承知のように看護婦の制度につきましては、甲種看護婦と乙種看護婦とございまして、甲種が、この前の改正によりまして、そういう二本建というよりもむしろ一本建のほうによろしいのだ、そういう意味で看護婦、それから進看護婦というようにな形になつたと記憶いたしておるのでございまして、そういう趣旨からいたしまして、いわゆる乙種については例

えば経過的に一定の期限を付したような法律の形になつておるのでございまして、その改正の趣旨からいたしまして、経過的な期間というものが成るべく短いほうがよいというのが理窟にもなるのじやないかと思ひますのでありますが、併し一面から見ますと、看護婦は結局社会的な機能の一部を果しておるものでございまして、そういう意味において社会の要求がこれを必要といたしますならば、この延長という問題も十分考へなければならぬものだと考へておる次第でございまして。

○山下義信君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(藤森眞治君) 速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(藤森眞治君) 速記を始め

○深川タマエ君 私もそういう人の生活を安定さす点ですけれども、今私が申しましたのはおぼろげな記憶でございまして、多少間違ひがございましたので訂正の意味を加へましてもう一遍申し上げますが、丁度厚生省から配付して下さりました資料が今見つかりましたので、それによりまして現在のあん摩、はり、きゆうのかた／＼の人数が挙つておりますが、勿論北海道のようは違ひますけれども、大体私がここに平均をとつて、中をとつて四国の調査をいたしましたら、大体一村十一人くらいなことになつておりました、只今

一部落半に一人になつておりますので、只今でももうすでにや多いかと思ひます。而もこの厚生省から配付された資料が昭和二十四年でございまして、それから三年経つておりますので、もう余ほど殖えております。そういういたしますと、今度のこの法律の改正によりまして、あん摩、はり、きゆうの学校に入りやすい改正でございまして、ます／＼同業者が殖えることとなりますと、特殊な身体障害者の生活を圧迫いたしますことになりまして、それと併せましてその弊害を解きますために政府のほうでも大分お考えになりまして、今度神戸の国立光明寮というところに一学級を増設されました、いつまでも目の見えない人にある、はり、きゆうばかりでもあるまいというので、ラジオとかミシンとか、そういう職業輔導をされるという御計画もあるように聞いておりますので、誠に時宜を得た方法だと思ひますので、是非明年度におきましてはこの法律が通過すると合せて、こういうふうな方策もお取りになりますことを念のためお願いいたしておきます。

○委員長(藤森眞治君) 他に御質問はありませんか。別に御発言もないようでございまして、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

○井上なつゑ君 討論を省略いたします。

して直ちに両案の採決に入られんこと
の動議を提出いたします。

○中山善彦君 私人の意見、はり、きゆう
法案の採決に当りまして若干要望事
項を申し上げたいと思ひます。只今深川
委員からお話になりましたように、盲
人の人々に対しては從來あん摩、は
り、きゆう等が専業にされております
が、何か新しい窓口を開くというこ
とが是非当局として考えて頂きたい。
それから学科の重い軽い、修業科目の
軽重によりまして、その学習の時間を
適正に考慮して、素質の低下をしない
ように、特に私立の養成所におきまし
ては政府が監督を厳重にされたい。こ
の三つの要望を申し上げておきます。

○委員長(藤森眞治君) 只今の井上委
員の動議に御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(藤森眞治君) 御異議ないも
のと認めます。それでは討論を省略し
たしまして、採決いたします。保健婦
助産婦看護婦法の一部を改正する法律
案を、原案通り可決することに御賛成
のかたは挙手を願います。

【賛成者挙手】
○委員長(藤森眞治君) 全会一致であ
ります。よつて本案は原案通り可決す
ることに決定いたしました。

次にあん摩師、はり師、きゆう師及
び柔道整復師及び診療エックス線技師
法の一部を改正する法律案を、原案通
り可決することに御賛成のかたの挙手
を願います。

【賛成者挙手】
○委員長(藤森眞治君) 全会一致であ
ります。よつて原案通り可決すること
に決定いたします。
それから委員長が議院に提出する報

告書には多数意見者の署名を附するこ
とになつておりますから、両案を可と
されたかたは順次御署名を願います。
多数意見者署名
山不 義信 谷口彌三郎
河崎 ナツ 藤原 道子
井上なつゑ 深川タマエ
大谷 肇潤 中山 善彦
長島 銀蔵 小杉 繁安

○委員長(藤森眞治君) 御署名漏れは
ございませんか……、署名漏れないと
認めます。
なお本会議における委員長の口頭報
告については委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございません
か。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(藤森眞治君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(藤森眞治君) 次に社会保障
制度に関する調査をいたしまして、引
揚対策についての先般の北京放送そ
の他についての情勢並びに情報等を外
務省並びに引揚援護庁から伺いたい
と存じます。

○政府委員(倭島英二君) 最近と申し
ますか、十二月一日の夜の北京放送
で、中共政府当局の言明としまして、
中国に約三万の日本人居留民と少数の
戦犯者がある、で、この引揚について
は日本側で船腹の問題を解決するなら
ば、その引揚の援助を行なつてもよろ
しい、更にこの引揚の手続のために、日
本の適当な機関或いは人民の代表が
中国赤十字と話合をすることによつて
解決もできるという放送がございまし
たことは、すでに皆さま新聞等で御存
じのことと存じます。この放送は実は

我々としては、数年来待ちに待つてお
つた件でございまして、大喜びでこれ
に至急対処したいというのが政府の気
持でございまして、実は政府といたし
ましては、終戦以後ソ連並びに中共地
区に同胞が大分残つておられまして、
その大部分は引揚げて来られるように
斡旋をし、大部分は帰つて来られたわ
けでございまして、まだ現地で
亡くなられたかたの氏名がはつきりし
ないというのが一つと、それから現地
のほうへ生きて残つておられるかたが
とにかく相当ある、少くとも我々が承
知しております資料では相当な数字に
上るといふのが政府の考えでありまし
て、ソ連並びに中共に何回となくこの
引揚について交渉して来たわけであり
ます。ソ連の問題は別にいたしまし
て、この際この放送のありました関係
の中共の問題でございしますが、中共政
府との関係は從來直接の政府としての
連絡がつきませんでしたので、インド
その他のすでに中共を承認しておる
国、或いは赤十字関係或いは国際連合
というふうな国際的な機関を通じてま
して、何とか早く返してもらいたいとい
うことをたび／＼言つておつたわけで
あります。その返事は從來残念なが
ら一回もございせんでした。従つて、
返事が来ないままにしても何回もそ
れを繰返しておつたわけでありまし
て、このたびそれに対して突如として
十二月一日夜の放送があつた。我々
としては大変大喜びで、これにすぐ対
処したいという気持でおるわけであり
ます。従つて、又この引揚の問題は考
え方によつてはいろいろ、各方面の御意見
もあるやうでありまして、政治だとか
か、経済だとか、外交だとかというよ

うな各方面から考えますと、いろいろ
なこともあるでございしようけれど
も、我々引揚げの問題を直接お世話し
ておる立場から申しますと、本件は人
道問題、何にも増して人道問題とい
うことで、いろいろなかの関係を次に
いたしまして、この引揚げの一日も早
く、一人も多くできるように努力した
いというのがその気持であります。政
府のほうといたしましては、早速その
放送のありましたあとで関係庁と協議
もいたし、又引揚対策審議会というも
のが政府にございしますが、その関係の
かたにもいろいろ諮りまして、とにかく
早速実現できるようにしようじやな
いかということにきまつたわけであり
ます。そういうことで、すでに二回イ
ンドを通じて申入れをいたしました。
なぜインドを通じて申入れをいたした
かと申しますと、これは從來もインド
に頼んで引揚げの促進を向うに申入れ
て斡旋を頼んでおります関係もありま
すし、又中共との連絡にはインドの関
係が一番円滑に行つておるやうに我々
從來心得ておりましたので、インドの
政府にお願いした。それから又インド
の政府としてもほかの関係もあつて、
どの程度にすでに向うにつないでおつ
て頂くか、まだはつきりしたその後の
経過の返事はございせん。併しなが
ら、在京のインド大使館に、早くこの
引揚げを実現するように連絡をしても
らいたい、斡旋をしてもらいたいとい
う申入れに対して、インドの大使館は
欣然政府の要求を容れて向うにつな
いでおつて頂く状況でございします。又私
の承知しておりますところでは、ほかの団
体でもすでに御連絡になつたところか
あるかも知れませんが、日本赤

十字では、これも從來から赤十字の機
関を通じて、会議等に出ますたびに中共
の引揚げについても赤十字として希望
を何回も申述べておつたやうでありま
すが、このたびも赤十字のみずからの
意思として、早速赤十字連盟のほうを
通じて、引揚の連絡並びに実現ができ
るように斡旋して貰いたいということ
を申入れ、その本部ですでに中国の
赤十字のほうへ連絡をしたという報道
があつたことを聞いております。引揚
団体のほうでも直接にこの問題の實現
をしたいという希望を表明し、必要な
らば人をやりたいと思ふから、入国を
許可して貰いたいというやうな連絡を
せられたやうに聞いております。なお
政府といたしましては、先ほど申し
上げましたやうに、この問題は一日も早
く一人でも多く帰つて貰うようにした
いというつもりでありまして、今後
その目的を達するためにおいて、向う
からどんな条件なりを言つて来るか、
まだわかりませんが、できるだ
けの手を尽したい、こう考えておりま
す。

○委員長(藤森眞治君) 引続いて援護
庁長官の御説明をお願いいたします。
○政府委員(木村忠二郎君) 大休のこ
とは只今倭島局長から申上げた通りで
あります。我々といつたしましては、只
今の中共放送に対しては、非常な
期待を持っております。引揚援護庁と
いたしましては、從來から対中共引揚
につきましては各般の手段を講じてお
るわけでありまして、これにつきま
しては、個別的な引揚についても船運賃は
負担するといふ制度をとつて、今
年の四月以来これは実施してござい
ます。これによりまして帰還いたしまし

たものも相当数に上つておるわけでありまして。併しなから、いずれにいたしましても、この帰還を促進するためには、やはり集團引揚によるものが最も適当であると考えております。これにつきましても、なるだけ中共側並びにソ連側から、集團引揚の配船要求がございまして、場合におきまして、これに對処するだけの準備は常にとられておるわけでありまして。現在御承知のように約一万吨の高砂丸を常に舞鶴港に繋留いたしております。従いましてこれは要求がございしますならば、いつでもこの配船ができるような状態になつております。又これが引揚げて参りました場合におきまして、これを受入れる用意は、現在のところ一カ月一万人程度の引揚につきましても、舞鶴におきましては十分に処置できるだけの準備をいたしているわけでありまして。従いましてなお今後の対中共側との打合せの模様によりまして、これにつきましても必要な準備は、更に如何なる場合におきましても、こちらの準備ができないうちに引揚ができない、或いは遅れるという事はないようにいたしたい、かように考えまして、現在それにつきましても各般の手配もいたしておる次第であります。

○委員長(藤澤眞治君) 只今の倭島局長並びに木村長官の発言に對して、御質疑等がありましたらお願いいたします。

○藤澤眞治君 ちよつとお伺いたしたいのでございますが、過日木村さんには御質問申上げましたが、その後新聞等の発表がまち／＼でございまして、私たちは大変心配いたしておるのでございますが、政府は政府代表を派遣するといふようなことを発表されたやうでございしますが、その後において、向うでは日本政府を相手とせずといふようなことが発表されておる、この点はどういふふうになつておるのございまいしうか、外務省のかたにお願いいたします。

○政府委員(藤島英二君) この問題はまだ実は先ほど申上げましたように、インドを通じて何とか直接の正式の、正式と申しますか連絡をつけたいと思つて今、頼んでおるところであります。それで勿論この放送につきましても、一つは北京から放送され、それからその後タスによつて三日の夜でございしたか、必要ならば政府のもの中国に交渉に来るときに、中国のほうでは入国することを許すであらう、でもタスがそのいふことを伝えまします。これは、相當の根拠があるように思われまします、勿論政府といたしましては、先ほど申上げましたが、あらゆる手段を尽してその実現を期したいといふことであらう、向うの要求なり希望が、例へばどういふふうにしる、どういふふうなら実現してよろしいといふことならば、それをよく考えまして、先ほど申上げましたように、考える根本精神は人道問題の解決といふことを重きをおきまして、できるだけのことをして、こゝろ思つておるわけでございます。従つてもう今の政府の代表の派遣なり入国なりといふことは、タスのことでもちよつと一つ出ておりますが、又その後或いは何かあつたかも知れませんが、その点についてはまあいづれ連絡がつくだらうと思ひますし、そのついで上で、双方の都合のいいやうに話を進めたい。ただ都

合のいいといふことでこつちがこだわつてもいいありません、できるだけ早く相當向うの要求に副うようにしてものを取進んで行きたい、こゝろ考えております。それからこの引揚の問題は、御存知でございまいしうが、私の一つの見当を申上げますと、ソ連からの引揚のときも、大して交渉はございませ

ん、要するにもうこちとしては何ら条件をつけることはしない、もう帰りたいといふこと、一人でも多く返してあげたいと思ふのが一念でありまして、要するに条件が付くなら、向うで条件が付くかも知れませんが、こちらにはもう一人でも多く返つてもらいたい。何月何日の地点に船を持つて来いといふことであれば、それに所要の船や食糧や衣類を持つて迎へに行つて、とにかくもらつて来るといふことで済むのではないか、従来のソ連からの引揚は皆そういうやり方でありまして。従つて引揚そのものについては、条件だとか、交渉だとかいふことは余りないのではないか、又必要がないのじやないか、要するにもうもらつて来させればいいわけだ、まあそう考え

ております。併しなからそれはまあ私の一つの想像でありまして、つまりソ連からの引揚をみましたときのことから言つての想像でありますけれども、更にこれは先方の都合もありまして、う。それを聞いた上で善処したいといふ、こゝろ考へているわけでありまして。

○藤澤眞治君 只今局長は大変樂觀的なお話をなされておられますけれども、誠に早急にならねば大変結構なんです。終戦以来七年以上経過している留守家族の気持等察しますときに、人道

上の見地といふ言葉がたび／＼出ておりますが、私もどうしても堪えられない気がして居る。こゝろいう点からい

たしまして一日も早く返したい。返してもらいたい、と同時に今まで中共と日本とのい／＼な關係等を考えた結果、ソ連が条件なしに船を持つて来い、いつ返してやるといふやうなことで来たからと言つて、それが即中共がそのまゝの方針で返してくるのかといふところにも又問題があるやうであります。留守家族といひましては一日も早く迎へ取りたい、肉親の顔を見たいといふ氣持が、あつた発表があれ

ば一層昂じて来ていると思ふのであります。これに對して私どもとしても、何とか一日も早くといふやうなことで、一度現地へ帰還促進、情勢觀察等といふやうなことも申出が相當あるし、留守家族団体から申請がござい

ます。又私たちもそういう氣持もござい

ます。若し仮に民間からそういうこと、引揚促進のために向うへ行きたいといふやうな意向がございしたとき

に、政府は従来のやうに、北京等に対しては一切パスポートを出せないといふやうな態度を堅持されるのか、この問題に限つてはそれに対して帰還促進のために、そういう従来の行きがかりは一切捨てて、そういう便宜をお与へになるか、そういうお考えを聞かして頂きたい。

○政府委員(藤島英二君) 御意見御尤もでございます。その点についてはまあほかにい／＼な關係もございまして、具体的な問題について研究を進めて見ました上で御返答申上げたいと思ひますが、今度のこの引揚の問題については、先ほどちよつと私が繰返

して申上げましたが、船の都合がつけば、そして向うの相手は赤十字が返す、これと話をすれば返すことが出来るんだといふことであります。先ほど援護庁の長官からの話のように船は用意してありますし、一杯で足らなければ何杯でもこれは政府としてはこ

う際でありますから都合すると思ひます。従つて向うの発表自身が交渉に來いとか何とかといふことでは現在ないのであります、そういうふうに向うの発表を素直に受けて立ちたいとい

うのが我々の氣持であります。それからまあ樂觀なり、この今度の放送についてはい／＼御想像なり御意見があるやうであります。例へば我々のほかのこの国会の委員会でも例へば眞偽を確かめたのかとか、どうかといふことを言つておるものもございました。それは併しなから我々もいたしましては事柄が大変我々も待ちに待つたことであるし、それから眞偽を確かめるとか何とか、そういう何と言いますか疑いを持つて見る必要もないので、むしろ欣然としてこれに應ずる、向うの発表があつた範圍においていつてもやうたい、あらゆる方法を尽くしますといふことを言つておるわけでありまして、樂觀ではありませぬけれども、問題を余り深刻にこちらから憶測をし

り、考へることは却つて私は向うに對してもよくないのではないかと思ひますし、勿論まあそういうやうな氣持で樂觀といふよりは欣然これに應ずるといふのが我々の態度であります。

それからもう一つの点は、御参考までに申上げますと、留守家族のほうへ来ております通信、まあ現地からのこ

だ通信をされた人が現地にあられますから、むしろその人のためになつては悪いので、その現地のことも申上げませんし、名前も申上げませんが、或る地域ではどうも集団引揚が大分あるらしいというので、個人的に願いをしたり帰還の手続をしておつたのが、いずれ間もなく相当大きくあるらしいからという空気が向うの末端の機関を通じてわかつて来ておるらしくて、そういうことで向うでも或る空気が動いておると思います。それからただ御存じのように同胞が、中共地区と申しまして今は満洲方面のみならず大陸に広くあつちこつちにおられるのが例えは或る港のところへ、どこの港にならますか、どこへ集まるにしても相当やはり時間がかかりましようし、それから又向うでやつておられる仕事の種類によつては、ちよつとまだ帰れん、もう少しおつてくれ、或いはもうあなた帰つてよろしいとかいうような区分けがございまいしから、従つて地理的に言ひましても、仕事の関係から言ひましても、例えば向うの発表にある約三万というのはどの程度早く、時間的に申しまして帰つて来れるか、これについてはそれはつきりした見通しも何もまだ立ちません。併しなから先ほども申しましたように、我々としてでは欣然これを受けて立ちたいと思つておる次第でありまして、先の御質問の点につきましても今後の情勢の発展と睨合せて研究してみたいと思つております。

○藤原道子君 向うから三万返すといふことだが、併しいろ／＼なほう／＼に散らばつておる、或いは商売の点ではなか／＼帰れないだらうというようなお話でございしますが、向うの三万人といふことの話は新聞発表だけでございしますか、あれ以外にもつと詳しい何か発表はこちらに連絡は政府にあつたのでございまいしやうか。

○政府委員(橋本英二君) この三万といふのは、先ほど申しましたのは向うの北京放送の話であります。

○藤原道子君 放送だけなんですか。

○政府委員(橋本英二君) それだけであります。我々政府といたしましてはこの前も別の機会に御説明をしたことがあるのですが、従来この現地に、つまり中共地区だけで、つまり満洲それからほかの大陸方面を含めまして、日本の政府の持つてゐる資料で名前が一わかつておる数字は今細かくところは忘れましたが、たしか五万八、九千の名前そのものがわかつております。それからこの二、三年前に通信がございしました数も二万二、三千ございします。それでまあ通信のはうは今の名前を知れておるよりは少ないのでございしますけれども、これはまあ家ではそのうちの大人の人が通信する場合が多いのでありまして、我々が承知しております名前はそのうちの家族、子供等が皆入つておりますから、当然まあ通信数が二万二、三千あれば更にいさ少し多いといふことは当然想像がつくわけでありまして、それで政府が持つております数字から言へば、この向うの発表にありま約三万といふのは遙かに少ない数字であります。とにかくその数字にこだわるとか、それをどうこういふとかいふ気持はございせん。とにかく帰れる人は一人でも早く帰るようになつておる、こう考えております。

○山下義信君 ちよつと私は今僑務局長の御説明を承つておりますと、印象としては結局長いことおつしやつたけれども、つづめてみると外務省の態度は口では人道の問題から政府は極力やうと言ひながら、もう極めて消極的な態度、今しば／＼御説明中におつしやつたように、こちらは受けて立つのだ、受けて立つのだとおつしやる。それで向うがこれだけ返すと言つて、どこの港から送り出すからと言つて来たらしく配船する。すぐとやる、当り前のことです。我々の要望するのは如何にして促進をさせるかということについて、どれだけ当局が御努力下さるかということがいつも問題になるのだ。そうすると結局その道がないからとか、直接両国の国交がない今日としては手が尽せんとかいうようなことを言つておつて、たま／＼民間で何かのものが何らかの材料とかいろ／＼なものを持つて来た、それに便乗してはいろいろなことを当局が言つていゝという印象しか我々には受けれない。それでいつまでも受けておつたのでは仕方がないのでありますが、いつでも、外務省は最近にでも例えば北京の何とか会議に行くことを拒否し、又は行つたものについてはこれこれ言つておるかと思つと、だん／＼この中共との貿易が事実上本当に嘘か知らんけれど、新聞で見ると、約束して多少取引して戻つた者があるようになって来る。とさわ／＼と色めいて来て色目を使つてみたり、私は外務省がこの引揚についてどれだけ積極的な手を打つて下されるという、そういうことの御努力があるのかないのか疑わざるを得ないので、私どもは情報を知らないのですから、この節は秘密外交ですからなお更にわからないのでありますから、情報を知らないから本當の常識的なことしか言えない、門外漢のことしか言えませんが、今日までは占領政策の下におつては或いはどうすることもできなかったでしょう。併しながら今では日本政府が一応国民は自主的に動けると考えております。併しながら実際は中共に対して何か外務省が手を打とうとする、いち／＼米大使館と打合せをしなればできないのか、やはり米大使館に難色があるからどうすることもできないのかということを疑わざるを得ない。若しも外務省が少くとも、大きな意味の中共との外交関係ということ、それはまあ国策ですから事易ならんことは我々としても諒といたしますが、例えば引揚のことなら引揚のことで、先方が放送であろうと何であらうと呼びかけたら、その問題に關してのみ局限するならば、私は外務省が積極的な行動に出られてもちつとも大きな国策の上に心配の点もなければ、私はこういふときに一つの道を切り開いて行く。今藤原委員の質問は、若し促進のために民間から行くということがあつたならば、旅行免状を出す気かといふことを端的に言つた。まあ考慮するといふような不要領の答弁だつたが、民間の交渉使節とか何とか、そういう者が行くこともいいが、政府みずから何か出かけるという考えはないのですか。或いは政府機関を通じてやつてみるとか、まあ大事を踏んで本當に嘘か、いろ／＼な情報をよくよく知つてから、第三国を通じてだんだんやつて、いよ／＼出られるようになったら出るという、どこまでも受けつて立つ、受けて立つというそういう消極的ななしに、例えば出かけて行つてみても無駄足になるかも知れないが、政府みずから国民の前で積極的に、政府が手を運ぶ足を運ぶ、或いは呼びかけるというやうな、積極的な対策を一体今とらないのですか。今諺々として御説明を聞いてみると、ただ向うが呼びかけるという話を待つておる、そうして返すと言つて来たら船を廻すのであつて、そうして或いは赤十字だとかインドだとか、それもインドへ行くのではないので、こつちの大使館に電話をかけるだけで、インドまで行つてみて下さるならば御苦労であるが、そうでないの、東京都内におる大使館に言うだけでなしに、外務省みずから何かいい人を選んでそれに託して行かせるとか、民間の者が実績を作り上げて来るまで待たないで、実績を作り上げたことに便乗して……、そんなことしないで政府みずから何か一つやつてみて下さい。何か実績を挙げてみて下さい。ですから外務省の役人が行くと言へば、大きな意味で外交上の大問題になるかも知れませんが、誰か囑託として行かしたらどうですか。それで従来も何かそういうことをやつておるかも知れませんが、或いは旅費も何か相当やり過ぎるほどやつておるかも知れませんが、実降何かはつきりした手を打つて……、この際ただ受けてばかりでなく、放送であるとか、マス通信というもののばかりをじつと坐つて聞いておるといふのでなしに、そういう呼びかけがあつたら、その呼びかけに關する

ことだけは遠慮なしに、外務省当局の正規の役人が行けば弊害があるという御心配ならば、誰か囑託して派遣するということを、事実先を見越してやるということをやたらどうか。民間の者に旅行免状……ではない。あなたたちが行くならば旅行免状もパスポートも要らんとすることは常識であり、す。或いは無茶な議論かも知らんが、もう少し私は肚を据えて一つの積極的にやつて下さるお考えはないかという

ことを伺つてみたい。

○政府委員(優島英二君) 大分言葉の上の表現が違ひますので……、私は相当穏やかに申上げたつもりなんであり、ただ二つの誤解があるように私少くとも拝聴いたします。一つは受けて立つという言葉を使いましたことは、向う側がこういうふうに通つたのについて、或る方面の意見としてはこれを確かめるとか、詮索するとか、よくいへる御意見があるようであり、すけれども、これはとにかく待ちに待った問題であるからして、向うの発表をそのまま誠心結構なことだと言つて立ち上つたらいじやないかというのが問題でありまして、それでよくして何もしておらなかつたとか、積極的なことを考えておらなかつたとか、これは私は受けて立つという言葉を申上げましたが、向うの言つたのをそのまま素直に受けて、こつちはすぐできるだけのことを申上げたのではないかというものが何やかやつてくる際に、待つておるといふことは毛頭申上げたつもりはございませぬ。それから前になが／＼と申上げたように、従来も政府はあらゆる努力をいたしておるのであります

て、決して待つて待つておるようなことは毛頭いたしておりませぬ。

それから積極的なということで、政府といたしましては現在で得る限りの積極策をとつておるつもりであり、す。先ほど御説明申上げましたけれども、必要ならば政府の人間でも誰でも行くのですから、それで第一モスコウの発表……、発表ではありませぬ、タス通信の報道によりまして、政府の人間が来るならば入国できる、それならばいつでも行きますということも申出ておるわけですね。詳しくその言葉の内容を申上げませんから、どんなことをやつておるのだというので御不審の点があることによくわかりますけれども、政府がただぼんやりして待つておるとか、従来も何もしていないとか、ただ向うが言つて来るまで待つておるとか、そんなことは毛頭にやつておりませぬ。あらゆる方法を尽してこの問題の解決に努力したい必要ならばというが、これは話がかたかなければ行つてみたいところが、政府の者がただ自分だけで出かけるわけにも行きませんから、向うと話をつきました上で、政府の人間が行つてこの関係の解決を促進できるということならば、これは喜んで出すつもりであります。行くつもりであります。そういうことに考えております。

○山下義信君 わかりました。ですから受けるほうのことばかり私は非難するわけではありませぬ。受けて立つという言葉の揚げ足をとるわけではありませぬが、立つ用意があるというなら結構です。お手並み拝見しましょう。ですから今あなたの御答弁によりまして、先方との話し合い中である。そうし

て話の模様によつては、政府は事ごとに交渉に出かける用意があるという意味の言葉がありました。そのように了承してよろしくございませうか。

○政府委員(優島英二君) その通りであります。先ほどからその通りに申上げておるつもりであります。

○山下義信君 政府の出かけられるような機会には、およそ見通しとしてはどういふふうな、いつ頃にそれが実現できるような見通しでございませうか。

○政府委員(優島英二君) その点もまあ具体的な交渉をやつておりますけれども、実はインドの都合もございまして、現在、先ほど御説明いたしましたものが、政府として正式の、正式というか、連絡をつける方法としては、諸般の関係からインドにお頼みするのが一番よろしいと考えましてインドに頼んだのであります。インドのほうの、これはこの大使館に行つたのでありますけれども、現在インドにも我々の大使が行つております。大使からもこれはいろいろ事情を説明し、頼んでおります。従つてこの大使館だけでただ書類を放り込んでおいておるといふことではございませぬ。インドでもいろいろ話をしております。そうしてインドでは又今度はそういう口をきく際の都合もあるようでありまして、その一番いい方法を考へてくれておると存じます。それは暫らく預けておいてくれというところで、今日今朝までのところまだ何らその後の報告を受けておりません。

○山下義信君 大分わかつて参りました。私はね、先ほど問題が問題でありますので、或いは年に似合はん、或いはちよつと興奮したかも知れませぬ。又局長も私の言葉が少し過激と見えて多少興奮したかも知れん。何としてこれはあの人のためでありませぬから、ついお互いに緊張しますが、大変よく御説明でわかりましたが、今政府のほうでいろいろ交渉しておるとおしやいました。そのいろいろ交渉しておるとおしやいますことを承わることができませうれば、承わりたい思ふ。

○政府委員(優島英二君) 入つておることも御交渉のなかに入つておりました。ようか。

○山下義信君 了承しました。それで先ほどの御答弁のありました、先方から向うで連絡をしようということになれば、外務省はこのことについて交渉するために人を派する用意がある。こういうことになるわけですね。

○政府委員(優島英二君) その通りであります。

○山下義信君 私は貿易にせよ、引揚げにせよ、殊に引揚げ問題というものは従来これが遅延して来ました最大の原因は彼にもあるが、我にもある。即ち彼は不法に日本人を抑留しておる。言を左右にしてそして返さない。いへる／＼向うの政策として返さない。併しながらこれが今日に及んだという一つの又責任はこの現内閣が、政府が従来中共に対するところの国交を殊更に切つて、それでこれらの交渉を開始する緒口を持たなかつた、努力のしようがなかつた。ただ拱手傍観するよりほかなかつた。この政府の外交政策が生んでおるところに責任があるといふことはもう天下周知です。ところが今ようやく先方の呼びかけに応じて交渉のために話が付け出かけて行くといふことは、私は事一つの引揚問題であつても、これは私はこの政府の外交上の非常に大きな私は何と言ふか、変化というか、私は考え直したものであらうとかように考へる。或る意味におきましては、私は非常にいいことだと思ふ。どうかこの引揚促進の交渉を契機とされて、殊にアジア局長の重責にある優島局長にはいろいろお考え

がありましようが、引揚促進のみならず、我が国の国交の上に、国の国運の上にこのことが大いに刺激されるように、プラスになりますように、非常な成果を納められることを私は期待しております。

○大谷豊潤君 私もやはり徳島局長にお尋ねしたいのですが、まあ藤原委員と今の山下委員との御質問で私が伺おうと思つておつたことの大部分はもうすでにお答えを願つたように思いますが、実は我々引揚特別委員会の委員をいたしております時代から、この引揚の問題については留守家族のかたがたからどうもはか／＼しく運ばないが、国会議員として命がけでかゝる地へ渡つて、そうして向うの政府とよく懇談をして、その引揚問題を促進してくるほどの熱意のある国会議員がおられないことは誠に残念だが、何とかしてそういう方法をとつてくれないかというところは実は各方面から、留守家族のかた／＼から私は要求されておる一人であります。その関係上実は九月の北京におきます太平洋の平和会議というものがここに催されて、そうして私は自由黨員であります。この自由党、保守党である自由黨員の私を推薦されて、招聘するから是非出て来て平和の問題に対して話合つてくれなにかというふうな実は招きを蒙つたのであります。先にも申し上げましたごとく、留守家族のかた／＼の心情を察しますると、私もどうしても命がけでもこの問題の解決にたとへ一部でもお返しをいたさなければならぬという覚悟を持ちまして、実は徳島局長の所へ伺ひまして、こういう問題がございしまするが、何とか一つ旅行券を下げ

て頂けないか、私は横すべりをしてそうして行くといふことのできないことではないといふことは了解いたしておりますが、自由党のいわゆる与党としての議員といたしましては、そういう方法をとつて彼の地へ行くといふことは私どもの良心が許しません。故に私は国会議員の立場からこれをお願いすると共に、私は宗教の方面から申し上げまして、いわゆる国民外交でも申ししますか、宗教を通してこの引揚問題に對しまする先方の了解を得て、一人でも早く、一人でも多く返してもらえるように献願をいたしたいと思ひますが、旅行券を出して頂けないかといふことをお伺ひしましたら、それはできない、生命財産を保障することができないから、いわゆる講和条約の結ばれていない国の旅行は許すことができないといふことであります。実は残念ながら私はそのとき思い止まつたのであります。そのときに局長は、それに附加えて、これは甚だ申しにくいこととありますが、まあ私の受けました感じでは、こう何だか脅迫されたやうな感じがしたのであります。将来大谷さんがはかの国に旅行される、いわゆる民主国家群に旅行される場合には旅行券が下りませんよ。そういう所へ行つたらあとはいくら下りませんよ、こういう言葉すら私は承つたのであります。そのときに私にいたしましては非常に困りまして、私にいたしましては、いつなんどきどこへ行かなければならぬかも知れない私としては、その身分にありまして、そういうことも考えまして、非常に困るといふことも切つたのであります。然るところ今度

又ウィーンのはうで平和会議が開れるときにも私は実は推薦をされております。京都の警察にはすでにこちらから通知があつて、大谷が又ウィーンへ行くやうな、どういふわけで行くかといふ事は警察のほうの取調べも実はあちらへ参つていふといふやうな状態であります。私と我々の者として、こういうことを政府の当路者のかたに申し上げることは非常に苦痛であります。併し私にいたしましては、この留守家族の人たちの心情を考えますと、我々国会議員といたしまして、どうしても何とかこれを早く解決して頂きたい。先にも幾々お話がありました。今日まで御当局は積極的にやつておると言つておいては、何だかこう受入態勢だけを整えておつて、積極的に受入れようといふ積極性のない点に對しまして、この外務省としてのお取扱がまあ非常に私として心外に考えられるやうな次第であります。つきましては、どうぞこの引揚の問題に對しましては、国民外交といふ点をお考えになつて、殊に我々宗教の立場にある者を何とか向うへ渡らして頂くやうな、いわゆる宗教を通じての交渉に當らせて頂くだけのお考えがあるかないか、もう一度お尋ねを申上げておきたいと思つた次第であります。

○政府委員 徳島英二君 いゝ／＼御意見がありました。殊にこの公開の記録付の席上でお話になりました点につきまして、二、三誤解がありますので訂正を……、訂正といふのは私が御説明した点についての、私の説明が足らなかつたならば、この際申上げることによつて御了解願ひたいと思ひます。

第一に申し上げたいのは、政府の者の立場でありまして、先ほどから積極的でないといふ点についてのだん／＼の御意見を承りまして、我々不敏にして力の足らなところは今後一生懸命に更に努力いたします。併しながら政府の建前としてとり得る限度といふものがございします。これは又政府の者として考える一つの限度がございします。で、民間或いはそのほかのところの建前でお考えになる、御発言になる、或いは行動されるという点と、政府としてとり得る国際法上なり或いは政府の建前としてのものがございします。で、その建前の範囲においては積極的に考へていふつもりでございします。今後ともそういうふうに行きたいと思ひます。

それからもう一つの点は、中共のほうへ行かれる件であります。この点は私もあとで又違つておつたら、別の機会に訂正をさせていただきます。直接の担当でありませぬからして、旅券法の問題を今私の了解していただく範囲で御説明をしたいと思います。で更に違つておつたら又訂正申し上げますけれども、御存じの通り旅券法といふものは普通の、平時の時に適用せられる法律であります。つまり国と国とが平常状態にある、平和状態にある、そのときに適用せられる法律であります。従つてその戦争関係、平常状態でない国と国との間において旅券法の範囲内でこれを規律しようといふところに一つの無理がある。従つてこの旅券法、或いは又それからその旅券法の旅券を出します趣旨は、平常状態にある国に日本

なら日本人が旅行をするという際に、政府はこれは日本人でありますから、この人の保護、その他はよろしく願ひますという意味の、むしろ御旅行になる御本人の保護なり便宜のために出すものである。そうしてその相手の政府といふものは、これは戦争状態にあるところの政府には出しません。これは平時状態を前提とした法律であります。それで平時状態を前提といたしましても、その中で本人の危険があつたり或いはその旅行されることが直接に、又著しく国の利益を害する時には平常状態にある国といへども御旅行になるときに旅券は出さないといふことになつていくわけです。ところが問題といひます。御指摘の中共関係については、現在国交関係がございませぬ。そこへ旅券法に基づいて旅券を出すかどうかといふそれが一つの大きな研究問題である。従つて政府に正式に旅券を出して旅行をさせるとおつしやいます点に大きな研究問題があるわけでありまして、なお、その研究問題という意味で私が言葉を申上げておるものは、普通ならば、戦争が済みますならば、もう一年か半年のうちに国交が回復するわけでありまして、ところが、この数年間という状態にない。これは又、その普通の国際関係から言へば甚だ例のない、或いはイレギュラーな関係でございします。そういう際にどういふふうに対処するか、或いは旅券法を改正して、そういうものも含めるやうにするかといふやうな問題があるわけでありまして、従つて正式に出すといふ問題については、そういう意味において幾多の研究問題があるといふ点

と、それから旅券法の建前というものの
について御了解頂きたい。これが一つ
の点であります。

それから言いくいという点で、お
つしやいました点は、これは誤解であ
りまして、私は何ら脅迫するつもりも
何もございません。(笑聲) そういう
又立場にもありません。従つて、ただ
この今のようなど旅券をお持ちにな
らないで、或いは旅券をお持ちにな
つて、旅券の発行し得る範囲のものを
お持ちになつて、そうしてそれに書い
てない別の御旅行をなすつた際には、
これ又別の取締関係なり、別の関係を
生ずるわけでありまして、ただそうい
うことがあり得る。例えば或る所へお
持ちになつた旅券に対して別の御旅行
をなさる、或いは又、現在の日本の法
律として通つておること以外の御旅行
をされるということ、これは政府が
どうこうということではなくて、法律上
の問題でありまして、そういう問題を
生じますというところが一つでありま
す。それからもう一つの問題は、要す
るに中共なり、そういう国交関係がア
ブノーマルな、数年間にしろあります
所に御旅行なさいます際には、この旅
券というものについて、旅券の発行と
いう問題もございまして、又ビザとい
う問題、査証の問題もございまして、そ
うして或る地域へ御旅行になつた際に、
例えば別の地域へ御旅行になる際に、
査証のとれない場合に、つまり今度は
かの国が……、日本が旅券を出さんと
いうことではございせん。日本が旅
券を出さぬか出さないかという問題は日
本の旅券法の範囲の問題、ところがそ
うでなしに、旅券をお持ちになつて、日

本政府が旅券を出しても、たくさんの方
の多くの方が或る国へ旅行を希望され
る際に、査証がもらえない国がたくさん
ある。これはもう例を一つ申上げるこ
とは差控えすけれども、そういう場合
合が起るわけでありまして、それは今
度は査証を出すというの、入国を許
可する国の政策の問題であります。こ
れは私が何ら脅迫も何も申上げるのじ
やなしに、それは旅券法の建前を御説
明し、それから査証というもののにつ
いて、一つのお話を申上げたわけであ
りまして、それが残念ながら、そういう
ふうに私の言葉の足らなかつた点につ
いて、そういう印象を得られたなら
ば、この点はこの際一つはつきりこの
記録のついたところで、そうでないとい
うことを一つ私の知っている限りに
おいて御説明申上げたし、その点を
一つ御承知願ひたいと存じます。

○大谷豊潤君 今局長のお話でよくわ
かりました。私の誤解であつた点はこ
れを訂正いたします。ただこういう平
和会議等の特別の場合に、特別の旅行
許可というふうなものを出しになる
考えがございまして、どうかということ
一つ承りたいというところ、もう一
つは最近局長が南方、フィリピンのは
うにおいでになるようなことをちよつ
と新聞で見たように思いますが、その
事実おいでになるのかならないのかを
ちよつと承りたい。

○政府委員(樺島英二君) この例え
ば、私は中共への渡航という問題につ
いては、一つ二つ少くとも問題がある
と思ひます。一つの問題は、現在の出
入国管理令という法規の問題から申し
ますと、日本から出られる際に旅券を
持つておいでになる、その旅券へ、日

本を立たれるときに一つのはんこと言
いますか、それを捺してもらわれる建
前になつておると思ひます。従つてま
あ旅券を出さぬか出さないかという問題
は、先のような点がありまして、一つ
と、或いは若しも旅券とは別に御旅行
になる、それを例えば正式のものにし
たいという際には、その旅券というも
のとは別に出入国管理令の恰好からど
ういうような書面にすれば正式な出国
になるか、こういう問題があると思ひ
ます。この出入国管理令の問題は直
接外務省の問題ではないのでございま
して、今出入国管理令の実施官庁は法
務省でございまして、この問題もいずれ
いろ／＼な関係でもう少しはつきりし
なければならぬかと存じますが、そう
いうわけでございまして、出国その
ものへの手続上の、現在の法令下にお
ける手続の何かまあ便法を考えれば、
何かしなければならぬ問題があるかと
存じます。これは実は私直接の担当で
ないので、その程度に御説明申し上げま
す。

それから私の最近の旅行の点でござ
いしますが、これは新聞等にもちよつと
出ておりますが、実はニューデリーで
最近アジア全体の在外公館の会議がご
ざいまして、それに出席をしなければ
ならぬことになつておりました、その
機会を利用いたしまして、かねて担
当いたしておりました関係国に懸案その
他が溜つておりましたので、現地で或る
ものは交渉し、少し見聞を極めて帰
りたいと思ひまして、相当数カ国に極く
短期間旅行して来たいと考えておりま
す。

○大谷豊潤君 私希望を申上げておき
ます。フィリピンへおいでになりまし
たら、戦犯者の解放問題について、外
務省のお役人といまして、どうか
一日も早く日本の内地へ送還されるよ
う御尽力をお願いいたします。

○藤原道子君 ちよつとお伺ひしたい
のですが、今大谷委員への御
答弁の中に、戦争状態の国へは出さな
いというのをはつきり言われたので
ございまして、そういう戦争状態にあ
る国へは出さないと、いま一つは、こ
ちらから出しても向うのビザの関係も
あるというふうなことをお答えになつ
たようでございまして、向うから招待
があつた場合、これは向うの関係はも
う解決しているわけですね。日本の旅
券の問題だけで片付くはずだと思ひま
すが、この点についてのお考え、戦争
状態にある国には出さないと言われ
る、いわゆる戦争状態ということにつ
いて一つお答え願ひたい。

○政府委員(樺島英二君) どうも私の
直接担当の問題でないところへ入つて
行きましたので、甚だどうもちよつと
御答弁がしにくくなるので、もう少し
詳しくは、実は旅券の問題は外務省の
中では欧米局長が担当しておりますの
で、適当な機会に又欧米局長から正確
な御答弁をするようにしたいと思ひま
すが、私がさつきお答え申しました趣
旨は、出さないということと直接申上
げたつもりはございせん。旅券法とい
うものの建前はこういうふうになつ
ておりますと、つまり平時状態の關係
の、平和状態の国へ御旅行になるときの
の、そのときの旅券を発行するといふ
のが建前でありまして、ところが普通
なら戦争が済んでから一、二年で片付
くのが、もう数年間国交關係、少くとも
平常關係の回復しない状態にある国

があるわけでありまして。それとの關係
をどうするか、又それとの關係で旅行
を正規にするためにはどういふ書類を
作るかということ、これは相當な研
究問題だらうと存じます。従つて、そ
の点は研究問題でございまして、この
で、直接出ませんというところは、私
の責任者でもございせんし、そう
いふふうになつたつもりはございま
せん。従つて、その点は更に正確な返
答を御要求ならば、その担当の者から
申上げたいと存じますので、まあ
その程度に御了解願ひたいと存じ
ます。

それからもう一つ査証の問題は、私
先大谷委員へ御説明申し上げましたの
は、当該国への査証の問題でござい
ません。例えば甲の国に御旅行になつ
たときの關係が、乙の国に御旅行にな
るときに査証を得られない場合が多々
あります。そういうことを申上げたの
であります。従つて普通の建前から
申しますれば、向うが招待しておるの
だから査証もへつたくれもないじやな
いかと、或いは査証は要らないじやな
いかという御議論ですが、普通の状態
ならばもう招待するくらいならば査証
は喜んで出すわけでありまして、まあ
そういうわけでありまして、査証の
問題は、さつき私が言及しました
のは、第三国と言ひますか、別の国との
關係を婉曲に申上げたつもりでありま
す。

○委員長(藤森眞治君) ちよつと速記
をとめて。

○委員長(藤森眞治君) 速記をつけて
下さい。

○藤原道子君 それでは一つだけ聞い

た、戦犯者の解放問題について、外
務省のお役人といまして、どうか
一日も早く日本の内地へ送還されるよ
う御尽力をお願いいたします。

○藤原道子君 ちよつとお伺ひしたい
のですが、今大谷委員への御
答弁の中に、戦争状態の国へは出さな
いというのをはつきり言われたので
ございまして、そういう戦争状態にあ
る国へは出さないと、いま一つは、こ
ちらから出しても向うのビザの関係も
あるというふうなことをお答えになつ
たようでございまして、向うから招待
があつた場合、これは向うの關係はも
う解決しているわけですね。日本の旅
券の問題だけで片付くはずだと思ひま
すが、この点についてのお考え、戦争
状態にある国には出さないと言われ
る、いわゆる戦争状態ということにつ
いて一つお答え願ひたい。

○政府委員(樺島英二君) どうも私の
直接担当の問題でないところへ入つて
行きましたので、甚だどうもちよつと
御答弁がしにくくなるので、もう少し
詳しくは、実は旅券の問題は外務省の
中では欧米局長が担当しておりますの
で、適当な機会に又欧米局長から正確
な御答弁をするようにしたいと思ひま
すが、私がさつきお答え申しました趣
旨は、出さないということと直接申上
げたつもりはございせん。旅券法とい
うものの建前はこういうふうになつ
ておりますと、つまり平時状態の關係
の、平和状態の國へ御旅行になるときの
の、そのときの旅券を発行するといふ
のが建前でありまして、ところが普通
なら戦争が済んでから一、二年で片付
くのが、もう数年間国交關係、少くとも
平常關係の回復しない状態にある国

があるわけでありまして。それとの關係
をどうするか、又それとの關係で旅行
を正規にするためにはどういふ書類を
作るかということ、これは相當な研
究問題だらうと存じます。従つて、そ
の点は研究問題でございまして、この
で、直接出ませんというところは、私
の責任者でもございせんし、そう
いふふうになつたつもりはございま
せん。従つて、その点は更に正確な返
答を御要求ならば、その担当の者から
申上げたいと存じますので、まあ
その程度に御了解願ひたいと存じ
ます。

それからもう一つ査証の問題は、私
先大谷委員へ御説明申し上げましたの
は、当該国への査証の問題でござい
ません。例えば甲の国に御旅行になつ
たときの關係が、乙の国に御旅行にな
るときに査証を得られない場合が多々
あります。そういうことを申上げたの
であります。従つて普通の建前から
申しますれば、向うが招待しておるの
だから査証もへつたくれもないじやな
いかと、或いは査証は要らないじやな
いかという御議論ですが、普通の状態
ならばもう招待するくらいならば査証
は喜んで出すわけでありまして、まあ
そういうわけでありまして、査証の
問題は、さつき私が言及しました
のは、第三国と言ひますか、別の国との
關係を婉曲に申上げたつもりでありま
す。

ておいて、結論が出なかつたら保留しておきます。私はアジア局長が今度アジアの在外公館の会議においてになるということですから、余計この点を申上げておきたいのです。どうもアジア諸国、中共、それからソ連等に対して、殊更に何やら奥歯に物が挟まつて来るような恰好になつて来やすいのです。この引揚問題にしても、パスポートの問題にしても、これはやはり私は或る大きな力が加わつておると思ふのです。それが率直に言えないから答弁がしどろもどろになつて来るのだと思ふのです。ですから、我々には独立しているのだから、独立日本ということを決して政府も言つておいて、これを断つておいて、政府が勇氣を持つるのだから、もつと政府が勇氣を持つるならば、私は解決する問題だと思ふのです。戦争状態の国だから云々と言われる。確かにそうなんですけれども、理窟から言へばそうでございますよ。併しながら、国交が回復していない国は中共だけじゃない。まだほかにもある。けれどもそのほかの国には、私も日本からパスポートをもらわないで行つて出先から入つておられますけれども、それは少しも問題にならない。それでその国は一体国交は回復しておるかと言へば、まだ回復していません。ここに問題があると思ふ。中共を殊更敵としてこちらが考えるところに問題があるとは私は考えるのです。ですから、戦争状態というところについての局長の御見解を一つもう一遍ぐどいようですけれども伺いたい。

○政府委員(橋本英二君) 一つ二つ申上げたいと思いますが、一つの点は、何か大きな力があつて遠慮しておるのではないかということでございます。その点は毛頭そうではございません。私の承知しておる限り、又私が分担しております仕事を片付けて行きますに当つては、この平和条約成立後、日本の利益の立場に立ち、自主独立な一番よい、国のためになる方法だといふ考えで仕事をしておるわけでありまして、何ら大きな力によつて遠慮をしておるとか何と云ふことは毛頭ございせん。まあその点は一つ御了解お願いしたいと思います。

それからもう一つ、今の御質問の点でございますが、これはその戦争といふようなこと、或いは平和といふようなことではつきり事態を分けてしまひますと、例えば敵だとか味方だとかいふことでこの説明なり議論は極めて明確になりますけれども、現在の国際情勢を考えて見ますと、その点敵であるのか味方であるのかといふことが明確に行かないものがあると思ひます。それから先ほど私は戦争状態といふことを申しましたのは、これはつまり少し言換へます、言い直したいと思ひます。さういふふうにおとり願ひたいと思ひます。さつき御説明したところで御了解得たかと思ひますが、平常状態と言いますと、平和状態、普通の国交関係があることを前提としてまあできているのが旅券法だと、私了解しております。ですから、それでさういふ意味がまあ趣旨となつてゐる旅券法を、平常状態と言いますか、平和状態と言いますか、普通の国交関係がない関係へ適用しようといふところに困難なり、無理なり、或いは研究しなければならぬ問題があると思はれるといふことを説明したわけでありまして、私の言葉が戦争状態といふことが少し当らんようであります。この際訂正させて頂きまして、平常状態がない国といふふうに、まあおとり願ひたいと思ひます。その際、例えば中共との関係は敵との関係か、戦争との関係かといふような点を余りお聞き詰めになりまして、政治的な問題として、私一つの見解を持つておきますけれども、旅券法の問題につきましては、先ほどから私申し上げておりますように、その問題の詳しい議論はこれは私の直接の担当でございせん。ただ大谷さんが先ほどいろいろ私のところでお話になりました結果について、私明なり御了解なされた結果について、私味において、旅券法の建前を申上げたわけでありまして、その程度に一つ御了承をお願いしたいと思います。

○藤原道子君 局長も向うからのお呼出しも大分激しいようであります。私も、私、いざれ又この問題は、私、今日納得してございせん。この次又一つ……それからいま一つ局長がアジアへおいでになるといふことは非常に私結構だと思ひます。この前お目にかかつたときにもお願いしましたように、どうぞアジアへおいでになりましたら十分、形式的な儀礼的な外国との折衝でなくて、本当に胸襟を開いた立場で一つ十分観察して頂きたい。恐らく日本においでになつて、在外公館からの報告だけをお受けになつてゐる局長のお考えは、現地においでになると相当変わったものになるだろうと私は思ふのであります。是非ともあらゆる階層に会つて、日本はどうしたら本当に生きて行けるかといふことをあなたのような進歩的な方が向うにおいでになつたら、裸になつて取組んで研究して頂きたいといふことを私はこの際特にお願ひいたしました。大谷氏からお話のございまして、さういふ、モンテナルバには私も行つて参りました。涙の会見をしておりますことは局長にもこの前申上げた通りでございまして、是非一日も早く帰れますように御努力をお願いいたしますと同時に、私としては一挙に返すことは何としても国民感情が悪いから、時期を見て返すと言明されました。キリノ大統領が、過日二人の人を返して下さつたという点につきましては、私、非常に感謝しておりますので、あなたがおいでになりましたときにもその氣持をお伝えになつて、一つなお折衝して頂きたいことを特にお願ひ申し上げます。

○委員長(藤森眞治君) それではこの問題につきましては、一応今日はこの程度にいたしまして、それでなお御相談したいのですが、諸願、陳情の問題でございます。遺族援護に関する諸願、陳情、母子福祉に関する諸願、陳情がございまして、これをおの／＼小委員会に付託したいと思ふのですが、御異議ございせんか。

○委員長(藤森眞治君) それでは遺族援護に関する小委員会に付託いたします。諸願、陳情は、諸願二百七十一号以下大体同趣旨のもの二十一件、それから陳情九件、これを遺族援護に関する小委員会に付託いたします。それから諸願六百六十号、これを母子福祉に関する小委員会に付託することに御異議ございせんか。

○委員長(藤森眞治君) それでは今日「異議なし」と呼ぶ者あり。

○藤原道子君 私、引揚問題に対して納得がいけないのでございまして、引揚問題が現実、このうちに残して、引揚問題がたのに、ただ向うから言つて来るのを待つてゐるということではなくて、参議院の引揚委員会は相当委員会で引揚問題は取扱うということに相成つてゐるわけでありまして、この際大谷さんからも宗教団体からという強い要望がございまして、この厚生委員会から代表を派遣する、引揚促進調査のために代表を派遣するといふことを、厚生委員会で私は決定して頂きたいといふことを提案したいと思ひます。

○委員長(藤森眞治君) それにつきましては、先ほどこの連記のないとき、私、御相談申上げたことは、さういふ点もあつたので、できまふなれば、このあとの理事、小委員長打合せでこれを具体的にきめて、さうして正式に委員会に御提案下さると、さういふふうな方法をとりたいと存じますので、その点さつきああいふふうな発言をいたしましたわけですが。

○委員長(藤森眞治君) それでは今日午後零時十七分散会